主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由(1)について。

建物の賃借人が差押を受け、または破産宣告の申立を受けたときは、賃貸人は直 ちに賃貸借契約を解除することができる旨の特約は、賃貸人の解約を制限する借家 法一条ノニの規定の趣旨に反し、賃借人に不利なものであるから同法六条により無 効と解すべきであるとした原審の判断は正当であつて、原判決には何ら所論の違法 はなく、論旨は理由がない。

同(2)、(3)について。

所論の点に関する原審の認定判断は正当であつて、所論はひつきよう原審の適法 にした事実認定を非難するか、原審で主張しない事実若しくは原審の認定にそわな い事実を前提として原判決を非難するに帰し、論旨はいずれも理由がない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健 —	- 郎